

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第52条の2第1項の規定により、三豊市の土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）白坂池地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を三豊市農政部土地改良課において令和6年10月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和6年9月20日

香川県知事 池 田 豊 人